

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定によつて、平成三十年度随時実施技能検定について、次のとおり公告する。

平成三十年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 実施する検定職種

技能検定を実施する職種は、次のとおりである。

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

二 検定の等級

前記一の検定職種について、随時三級、基礎級で実施する。

注 随時三級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

三 試験の方法

実技試験及び学科試験によつて行う。

四 試験の実施期日等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成三十年四月一日（日）から平成三十一年三月三十一日（日）までの間において、広島県職業能力開発協会が別に指定する日に行う。

(二) 実施場所

広島県職業能力開発協会から別に通知する。

(三) 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ広島県職業能力開発協会から受検者宛に送付する。

2 学科試験

(一) 実施期日

平成三十年四月一日（日）から平成三十一年三月三十一日（日）までの間において、

広島県職業能力開発協会が別に指定する日に行う。

(二) 実施場所

広島県職業能力開発協会から別に通知する。

五 手数料

1 実技試験の手数料は、検定職種ごとに次の表の手数料のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
左記以外の職種	一七、九〇〇 円
機械検査	一四、九〇〇 円
婦人子供服製造	一四、九〇〇 円

2 学科試験の手数料

三千百円

六 受検申請の手続

1 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

2 提出先

広島県職業能力開発協会

〒七三〇—〇〇五二 広島市中区千田町三丁目七番四七号 広島県情報プラザ五階

電話（〇八二）二四五—四〇二〇

申請書を郵送等によって提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

3 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで受け付ける。

4 申請用紙及び受検案内の交付

申請書の用紙及び受検案内は、広島県職業能力開発協会に交付する。

なお、郵送等によって請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用として一部につき百四十円分の切手を同封すること。

七 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記五1に定めた額）と学科試験の手数料の額（三千百円）の合計額を銀行振込によって広島県職業能力開発協会に納付すること。

また、申請書を受け付けた後は、申請書を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

八 合格者の発表等

1 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験及び学科試験の合格結果については、広島県職業能力開発協会が書面で通知する。

2 技能検定合格証書の交付

合格者には広島県知事名の合格証書を交付する。

九 その他

本公告の随時三級、基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定についての問合せは、広島県商工労働局職業能力開発課（〒七三〇―八五一―広島市中区基町一〇番五二号（電話（〇八二）五一三―三四三一「ダイヤルイン」）又は広島県職業能力開発協会にすること。